

物品買入れ等競争入札参加資格審査申込説明書

中 央 区

中央区が発注する物品買入れ、建物管理業務、清掃及びその他の業務委託等の競争入札に参加を希望する方は、下記により物品買入れ等競争入札参加資格の審査申込を行ってください。

記

1 受付方法

東京電子自治体共同運営・電子調達サービス(以下「共同運営電子調達サービス」という)によるインターネット上で申請する。(共同運営に参加する他自治体分と一括で申し込めます。)

ホームページURL : <http://www.e-tokyo.lg.jp>

2 受付期間

随時(24時間利用可能 :メンテナンス時間を除く)

3 事前に必要なもの

機 器 等

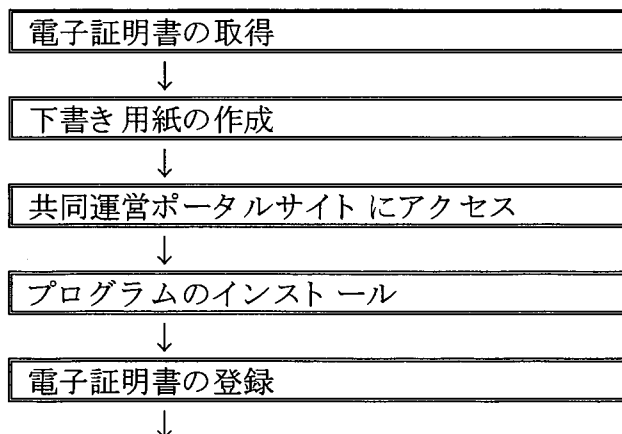
共同運営電子調達サービスをご利用になるには、条件を満たすパソコンとインターネット接続環境(ホームページ閲覧・電子メール)が必要となります。

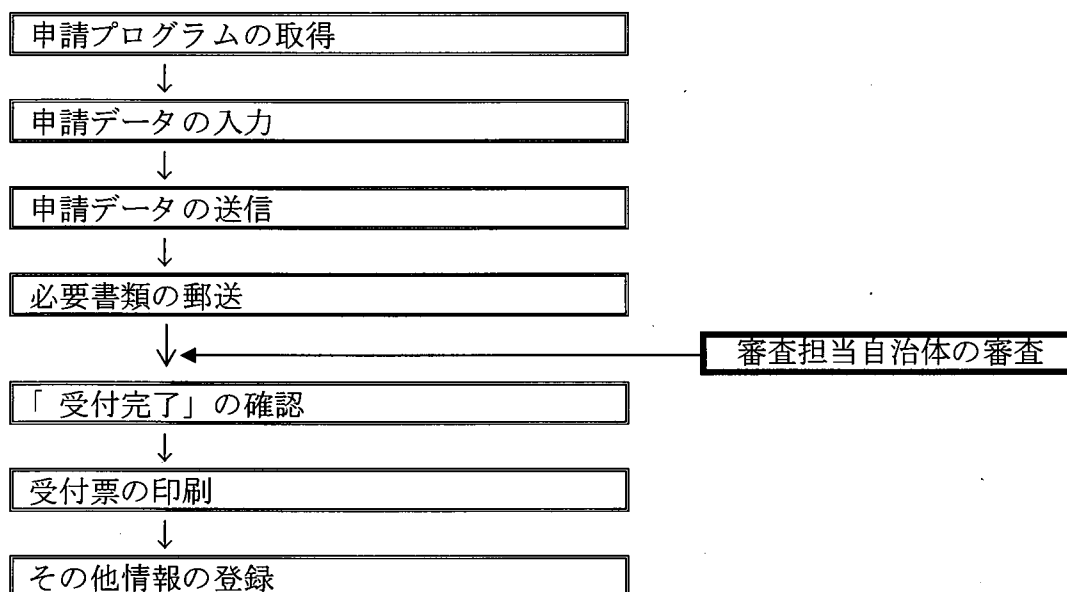
条件は、上記URLの「電子調達サービス」→「事前準備(はじめにお読みください)」→「資格審査申請」→「はじめにお読みください」の3.(1)「利用できるパソコン」をご覧ください。

【注 意】

- ① 一般の事業者については、一台のパソコンでコアシステム認証局が発行する電子証明書を推奨しているシステムをご利用になれます。
- ② 行政書士については東京都電子調達システムと一台のパソコンでそれぞれご利用になれます。
- ③ 本システムにおいて行政書士用証明書をご利用になる場合、パソコンにコアシステム認証局が発行する環境ツールがインストールされていると正常に動作しない可能性があります。別途パソコンを用意していただくことをお奨めいたします。
- ④ 本システムでは、平成22年5月6日から平成24年9月30日まで、ICカード電子証明書、FD電子証明書の2種類の電子証明書を利用することができましたが、平成24年10月1日からFD電子証明書は利用できなくなりました。引き続き本システムを利用される場合は、ICカード電子証明書への切り替えをお願いいたします。

4 登録申請手順のフロー





5 電子証明書

(1)資格審査申請サービスと電子入札サービスでは、電子証明書が必要になります。

電子証明書は、指定の民間認証局が発行するものか、商業登記に基づく電子認証のいずれかを取得してください。

FD 電子証明書は平成24年10月1日から使用できなくなりましたのでご注意ください。

平成24年10月1日からIC カード電子証明書のみが使用できるようになりました。

【IC 電子証明書について】

コアシステム認証局が発行する電子証明書(ICカード証明書)についてやコアシステム認証局お問い合わせ一覧など、詳しくは以下URL をご覧ください。

ホームページURL :

<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/linkpage/link5/link5j/link5j-3toiawaseitiran.htm>

(2)電子証明書の取得には手数料等が必要です。各認証局で確認してください。

(3)電子証明書には有効期限があります。有効期限が切れた電子証明書ではログインできません。その場合は、再度取得の手続きを認証局で行ってください。

(4)電子証明書は、本店・支店等、共同運営電子調達サービスを使用する営業所毎に取得が必要となります。

(5)IC 電子証明書 : 1 枚の電子証明書で工事(設計、測量、地質調査を含む)、物品(委託を含む)の両方に資格審査申請を行うことができます。

(6)電子証明書取得時の利用者については、代表者又は、代理人のいずれかとなります。

(7)代表者氏名など電子証明書取得申請時の記載事項に変更が生じた場合、電子証明書の変更手続き(失効申請と再取得)が必要です。

(8)本システムで使用している電子証明書は、代表者か同じ代理人で取得した場合に限り利用可能です。

6 入札参加資格の有効期間と継続申請

共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格の有効期限は、申請した月の直前の決算月の翌月から1年8箇月の末日です。資格有効期限後、さらに継続して競争入札参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月から(登録申請を行った月が決算月の場合は、登録申請を行った翌月から)

資格有効期限までに継続申請の手続きが必要です。

資格有効期限までに継続申請手続きを行い承認されなければ、競争入札参加資格が無くなり競争入札・見積競争に参加することができなくなります。

早めに継続申請の手続きをされるようご注意ください。さらに継続して入札参加資格の登録を希望する場合は、資格有効期限までに継続申請の手続きが必要です。

(下表は電子調達で登録済みの方が継続申請する場合の期間について記載したものです。電子調達での登録が初めての方は、随時受付となります。)

決算月	有効期限	継続申請期間
1月	9月末日まで	2月から 9月まで
2月	10月末日まで	3月から 10月まで
3月	11月末日まで	4月から 11月まで
4月	12月末日まで	5月から 12月まで
5月	1月末日まで	6月から 1月まで
6月	2月末日まで	7月から 2月まで
7月	3月末日まで	8月から 3月まで
8月	4月末日まで	9月から 4月まで
9月	5月末日まで	10月から 5月まで
10月	6月末日まで	11月から 6月まで
11月	7月末日まで	12月から 7月まで
12月	8月末日まで	1月から 8月まで

* 個人事業者は、12月が決算月になります。

7 区内業者としての取扱いについて (重要)

営業種目101「印刷」、103「建物清掃」、104「電気・暖冷房等設備保守」、105「警備・受付等」に登録する方で、中央区に本店または代理人を置く支店、営業所等(以下「中央区内の営業所等」という)が所在する場合は、入札参加資格審査の受付完了後、以下の手続きを行ってください。この手続きが行われないと、発注票等で定める入札参加資格要件の区内業者として認められないので、ご注意ください。

なお、営業種目101「印刷」に登録する方で、印刷機を保有していない事業者は、中央区の印刷等の案件に参加できません。

「区内営業所届出書」を郵送または持参により提出してください。
調査票の様式は、中央区ホームページ「契約情報」からダウンロードできます。

中央区トップページ→契約・入札情報(左側バナー)→区内業者としての取扱いの届出について

8 手続きの詳細について

東京電子自治体共同運営協議会 電子調達サービス

「事前準備(はじめにお読みください)」や、各種マニュアル(「申請の手引き」、「資格審査申請操作手順書」等)が掲載されていますので、必ずお読みください。

ホームページURL : <http://www.e-tokyo.lg.jp>

電子調達サービス→事前準備(はじめにお読みください)→資格審査申請

問合せ先(平日8:30～17:15)

電子調達サービス全般

e-tokyoコールセンター

電話0570-05-1090

区内業者としての取り扱い等

中央区総務部経理課契約係(東京都中央区築地1-1-1)

電話03(3546)5258～5260 <http://www.city.chuo.lg.jp/>

1401